

6 許可の適用除外 (条例第4条第2項、規則第5条他)

次の広告物の掲出には許可が不要ですが、一定規模を超える場合等は届出が必要です。

1. 法令の規定によるもの
2. 国、地方公共団体、その他市長が指定する団体（注4）が公共的目的をもって掲出するもの（5㎡超は届出必要）。なお、公共広告物に協賛者の名称を表示する場合は、広告物全体の面積の1/5以下とすること。

注4 市長が指定する公共的団体は、次のとおりとする。（平成8年告示第95号）

- (1) 国又は地方公共団体が出資している団体
- (2) 国又は地方公共団体並びにこれらの機関を構成員の全部又は一部として組織された団体
- (3) 土地改良等の公共組合
- (4) 日本赤十字社
- (5) 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)による社会福祉法人
- (6) 自治会、町内会その他これらに類する住民が組織する団体

3. 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立札等
4. 公益上必要な施設、物件に寄贈者名等を表示するもので、次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表 示 面 積	0.5㎡以下かつ、表示方向から見た当該施設又は、物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の1/20以下
数 量	1施設（物件）につき1枚（基）
色 彩	・彩度の高い色の色数は2色以下 ・地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合を除く。）

5. 自家用広告物で、次の基準に適合するもの

種 別	区 分	基 準
禁 止 地 域 等 (P5~9 参 照)	表 示 面 積 の 合 計	1事業所等につき5㎡以下
	数 量	3枚（基、個）以下
	そ の 他	許可基準（P.16~33）、禁止地域等の適用除外の基準（P.9~12）に適合すること。ただし都市景観形成地区内に掲出する場合は届出が必要
禁 止 地 域 等 以 外 の 地 域	表 示 面 積 の 合 計	1事業所等につき10㎡以下
	数 量	3枚（基、個）以下
	そ の 他	許可基準（P.16~33）に適合すること、ただし、都市景観形成地区内に掲出する場合は届出が必要

6. 管理用広告物で、次の基準に適合するもの

種 別	区 分	基 準
第 1 種 禁 止 地 域 等	表 示 面 積 の 合 計	1 団の土地（1 物件）につき 5 m ² 以下
	数 量	2 枚（基、個）以下
	そ の 他	許可基準（P. 16～33）、禁止地域等の適用除外の基準（P. 10 第 1 種禁止地域等の欄）に適合すること
第 2 種 禁 止 地 域 等	表 示 面 積 の 合 計	1 団の土地（1 物件）につき 10 m ² 以下
	数 量	3 枚（基、個）以下
	掲 出 場 所	建築物の屋上若しくは屋上構造物※3の壁面への掲出禁止
第 3 種 禁 止 地 域 等	そ の 他 の 表 示 方 法	建築物の壁面からの突出禁止
	そ の 他	許可基準（P. 16～33）、禁止地域等の適用除外の基準（P. 10 第 2 種禁止地域等・第 3 種禁止地域等の欄）に適合すること
禁 止 地 域 等 以 外 の 地 域	表 示 面 積 の 合 計	1 団の土地（1 物件）につき 10 m ² 以下
	数 量	3 枚（基、個）以下
	そ の 他	許可基準（P. 16～33）に適合すること

7. 冠婚葬祭、祭礼などのため一時的に掲出するもの

8. 講演会等会場敷地内の広告物で次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表 示 面 積	10 m ² 以下
地 上 か ら の 高 さ	5 m以下
掲 出 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の敷地内に掲出するものであること ・のぼりは、道路の路肩から 5 m以内の場所に掲出しないこと
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・催物の名称、開催期日、開催内容等当該催物の案内に必要な事項を表示するものであること ・掲出する期間が、当該催物が開催される日の 5 日前から当該催物が終了する日までとすること

9. 電車、自動車に表示する広告物で次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表 示 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の車体に所有者の名称、商標、自己の事業、営業の内容を表示するもの ・自動車の車体に所有者・管理者の氏名、名称、店名、商標、自己の事業、営業内容、又は下記 12 の表示内容に掲げる事項を表示するもの ・自動車で道路運送車両法による登録における使用の本拠の位置（当該本拠の位置が姫路市域外であるものに限る。）において適用される広告物等の規制に関する条例の規定に従って表示するもの

10. 人、動物、車両（電車、自動車を除く。）、船舶又は、航空機に表示するもの

11. 地方公共団体が設置する公共掲示板にその地方公共団体の規定に従って表示するもの

12. 非営利目的のためのはり紙、はり札等、広告旗、立看板など（届出は必要）

区 分	基 準
表 示 内 容	政治活動、宗教活動、労働活動その他営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するもの
表 示 期 間	1 箇月以内
表 示 面 積	<ul style="list-style-type: none"> ・はり紙・はり札等は 0.5 m²以下、広告旗・立看板は 2 m²以下 ・はり紙を掲出する物件（掲示板）は 2 m²以下
そ の 他	<p>次に掲げるものについては、届出は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板のうち、表示面又は見やすい箇所に表示者の氏名・名称及び住所・連絡先並びに表示の始期・終期が明記してあるもの ・掲示板のうち、設置者の氏名又は名称が明記してあるもの ・届出がなされた掲示板又は設置者の氏名又は名称が明記してある掲示板に表示するはり紙